

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に係る Q&A (R4.3.8 時点)

No	分類	質問内容	回答
1	制度全般	本事業における感染者や濃厚接触者の定義は。	感染者：PCR 検査のほか抗原検査の結果、医師が陽性と診断し、保健所に届出があった者 濃厚接触者：保健所が濃厚接触者と判断した者を意味します。 なお、利用者家族が濃厚接触者である場合は、補助対象に含みません。
2		感染の疑いがある者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者としてみなすことはできるのか。	できません。 ただし、感染の疑いがある者が PCR 検査を受検し、その結果感染者となった場合については、「感染の疑いがある者」となった時点から要した費用については、補助対象となります。なお、PCR 検査の結果が陰性である場合は、補助対象とはなりません。
3		補助対象となる経費の期間はいつからいつまでか。	本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合においても、施設・事業所等が継続的に必要な障害福祉サービス提供することを支援するため、これに係る経費を補助するものです。 そのため、具体的な期間は明示できませんが、利用者や職員の感染者等が発生してから、その感染者等が退院したり、経過観察期間を経たりなど、施設・事業所において通常のサービス提供ができるまで（休業していた事業所が開所（通常営業）するまで）の期間に係るかかりましの費用を想定しております。 ただし、その対象期間については、各施設・事業所において異なるため、各申請において補助対象となるかどうかを審査させていただきます。 なお、いずれの場合も、感染者等が発生する前に生じた経費は対象となりません。
4		補助の基準単価は、今年度 1 年間における各事業所（サービス）へ補助できる単価ということか。 それとも、感染 1 事例における基準単価であり、同一事業所にて複数回感染事例が発生した場合においては、その事例ごとに基準単価まで補助されるのか。	今年度 1 年間における各事業所（サービス）への補助の上限であり、複数回の感染事例等が発生した場合に、その事例ごとに基準単価まで補助できるものではありません。
5		<u>施設・事業所における感染者の発生や濃厚接触者への対応を行ったことが分かるための資料等を提出する必要があるか（感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、施設・事業所から当該証明書の提出を求める必要があるか）。</u>	<u>岐阜県及び岐阜市においては、通知※により、各事業所・施設において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかに各県事務所等（岐阜市においては岐阜市障がい福祉課）へその旨を報告することの徹底をお願いしています。</u> <u>したがって感染者の発生や濃厚接触者への対応が補助要件となる補助項目について、当該報告がない事業所・施設は補助対象となりませんので、ご注意ください。</u> <u>（感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、当該証明書の提出を求めるものではありません。）</u> <u>※岐阜県：「介護・障害福祉サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症の疑い例に関する報告について」（令和 2 年 7 月 30 日付け障第 620 号）</u> <u>岐阜市：「適切な感染防止対策への協力のお願について(依頼)」（令和 2 年 7 月 31 日付け岐阜市障第 620 号）</u>

6		複数サービスを実施している事業所の場合、補助基準額は各サービスの基準額合計となるのか。	複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで補助対象となります。
7		感染防止のために、あらかじめマスク、消毒液等の衛生用品を購入した費用は対象となるのか。	感染防止のためにあらかじめ支出した経費は対象外となります。 感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点以降で、感染防止のための経費以上に要した経費が補助対象となります。 ※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、年度満額換算で+0.05%の上乗せが行われています。
8		代替サービス提供期間におけるスマートフォンのリース費用は、補助対象となるか。	対象となりません。
9		代替サービス提供期間におけるタブレットの購入費用は対象となるか。	対象となりません。 (対象となるのは代替サービス提供期間におけるリース費用のみです)
10		交付要綱の別表1(5)にある「当該事業所の職員により、利用者の居宅において提供できる限りのサービス(知事が認めるものに限る)」には、訪問サービスを行わず、電話等による安否確認、相談援助等のみを行っている事業所も含まれる(補助の対象となる)のか。	対象となりません。 利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合のみが対象となります。 なお、交付要綱のとおり、対象サービスは通所系サービスのみとなります。
11	対象経費	感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、補助対象となるのか。	対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後の日となります。 (発生前の経費は対象となりません。)
12		対象経費の「職員に係る割増賃金、手当」については、具体的にどのようなものを想定しているか。感染者又は濃厚接触者へサービス提供を行った従業者に対する危険手当を含むものと解してよいか。	危険手当等の名称の如何にかかわらず、新型コロナウイルス感染症への対応がなければ発生しなかった手当を対象として差し支えありません。なお、従前から勤務する職員の人件費は、障がい福祉サービス等報酬での対応が基本となります。
13		代替サービスとは何か。	障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、 ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合 ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染のおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合 に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とできるものです。 なお、代替サービスの提供にあたり、事業所から市町村へ休業する旨の報告は事前に行われていることが望ましいですが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではありません。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(令和2年5月27日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡)等参照

14	事業所ごとに申請するのか。	運営法人でまとめて申請してください。
15	同一事業所・施設において複数回申請することはできるか。	複数回感染者等が発生した場合については、各事業所の基準額までは追加で申請が可能です。
16	岐阜市内の事業所も県へ申請するのか。	岐阜県障害福祉課へ申請してください。

◆朱書き下線部は、R3.10.29 時点から追加・修正等した箇所です。